JAPAN



Treaty Series No. 68 (1993)

Exchange of Notes

between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of Japan

further amending the Schedule annexed to the Air Services Agreement of 29 December 1952

Tokyo, 25 June 1993

[The Agreement entered into force on 25 June 1993]

Presented to Parliament by the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs by Command of Her Majesty November 1993

> LONDON : HMSO £4.50 net

EXCHANGE OF NOTES BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FURTHER AMENDING THE SCHEDULE ANNEXED TO THE AIR SERVICES AGREEMENT OF 29 DECEMBER 1952

No. 1

Her Majesty's Ambassador at Tokyo to the Minister of Foreign Affairs of Japan British Embassy Tokyo

25 June 1993

Excellency,

I have the honour to refer to the Agreement between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and Japan for Air Services, signed at Tokyo on 29 December 1952¹, and to propose on behalf of the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland that the new Schedule of the aforementioned Agreement as set out in the Attachment shall replace the existing Schedule amended by an Exchange of Notes on 29 May 1992².

If the foregoing proposal is acceptable to the Government of Japan, I have further the honour to propose that this Note and Your Excellency's Note in reply indicating such acceptance shall be regarded as constituting an agreement between the two Governments, which shall enter into force on the date of Your Excellency's reply.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

JOHN BOYD

² Treaty Series No. 64 (1992) Cm 2045.

¹ Treaty Series No. 56 (1953) Cmd. 8937.

SCHEDULE

SECTION I

Routes to be operated by the designated airline or airlines of Japan:-

- (1) Points in Japan—points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan—Hong Kong or Manila—points in Vietnam, Laos and Cambodia—Bangkok—points in Burma (Myanmar)—Colombo—points in Bangladesh, India and Pakistan—points in the Middle East—Rome—Zurich or Geneva—Frankfurt on Main or Dusseldorf—Paris—London—Prestwick.
- (2) Points in Japan—points in the United States of America (including the Aleutians, Alaska, Wake, Midway, Honolulu)—points in Canada—a point in Iceland—Copenhagen—Hamburg—Amsterdam—a point in the Republic of Ireland—Prestwick—Manchester—London—Paris—three points in Europe.
- (3) A point in Japan—Tokyo—Nagoya—Osaka—Fukuoka—Kagoshima—Naha—points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan—Seoul—Hong Kong—Ho Chi Minh City or Bangkok—Kuala Lumpur—Singapore—Jakarta.
- (4) Tokyo---Nagoya-Osaka-Fukuoka--Naha-points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan--Hong Kong---Manila--Jakarta--Darwin--Sydney.
- (5) Points in Japan—Seoul—points in Asia to be agreed—Moscow—points in Europe except the territory of the former USSR—London—three points in Europe.
- (6) Sapporo-Hong Kong.
- \cdot (7) A point in Japan—Hong Kong.

Note 1. The agreed services provided by the designated airline(s) of Japan on these routes shall begin at a point in the territory of Japan, but other points on the routes except Route (5) may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights. As for Route (5), other points may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights unless otherwise agreed between the aeronautical authorities.

Note 2. As for the "three points in Europe" on Route (2), the designated airline(s) of Japan may exercise fifth freedom traffic rights including stopover traffic rights between London and one out of the three points. The aeronautical authorities of Japan may select the three points and may choose at which one of the three points the traffic rights may be exercised: these selections and this choice may be changed by agreement. On Route (2), Manchester shall not be served on the same flight with London.

Note 3. On Route (3), the designated airline(s) of Japan may notify the aeronautical authorities of the United Kingdom of their intention to specify "a point in Japan" and to change the point thus specified, which shall be authorised after confirmation by an exchange of appropriate notes within six months, in principle, from the date of such a notification.

Note 4. On Route (3), Seoul may only be served with all-cargo services. No cargo to be discharged in Hong Kong may be taken on board in Seoul and no cargo taken on board in Hong Kong may be discharged in Seoul.

Note 5. On Route (4), no traffic to be discharged in Manila may be taken on board in Hong Kong and no traffic taken on board in Manila may be discharged in Hong Kong. This limitation shall apply equally to traffic originating in or stopping over at either point.

Note 6. On Route (5), the designated airline(s) of Japan may not exercise any fifth freedom traffic rights including stopover traffic rights between Seoul and London and between Seoul and the "three points in Europe".

Note 7. As for the "three points in Europe" on Route (5), the designated airline(s) of Japan may exercise traffic rights between London and the three points only for its or their own stopover passengers who stay at London not longer than 96 hours.

Note 8. On Route (7), the designated airline(s) of Japan may notify the aeronautical authorities of the United Kingdom of their intention to specify "a point in Japan" and change the point thus specified, which shall be authorised after confirmation by an exchange of appropriate notes within six months, in principle, from the date of such a notification.

SECTION II

Routes to be operated by the designated airline or airlines of the United Kingdom:---

- (1) Points in the United Kingdom—points in Europe—points in the Middle East—points in Pakistan, India and Bangladesh—(Rangoon (Yangon) or Mandalay—Bangkok) or (Colombo—Singapore)—Ho Chi Minh City—Manila or Hong Kong—points on the mainland of China to be agreed— Fukuoka—Osaka—Tokyo.
- (2) Points in the United Kingdom—a point in the Republic of Ireland—a point in Iceland—points in Canada—points in the United States of America (including Alaska, the Aleutians, Honolulu, Midway, Wake)—Tokyo—Nagoya—Osaka —Fukuoka—Seoul—points on the mainland of China to be agreed—Hong Kong.
- (3) Hong Kong—points on the mainland of China to be agreed and/or on Taiwan—Pusan—Fukuoka—Osaka—Nagoya—Tokyo—Seoul.
- (4) Points in the United Kingdom—points in Europe except the territory of the former USSR—Moscow—points in Asia to be agreed—Tokyo—Nagoya— Osaka—Seoul.
- (5) Hong Kong—Sapporo.
- (6) Hong Kong-Naha-Kagoshima-Hiroshima-Sendai.

Note 1. The agreed services provided by the designated airline(s) of the United Kingdom on these routes shall begin at a point in the territory of the United Kingdom, but other points on the routes except Route (4) may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights. As for Route (4), other points may at the option of the designated airline be omitted airline be omitted on any or all flights unless otherwise agreed between the aeronautical authorities.

Note 2. On Route (2), no traffic to be discharged in Seoul may be taken on board at points in Japan and no traffic taken on board at Seoul may be discharged at points in Japan. This limitation shall apply equally to traffic originating in or stopping over at either point.

On Route (2), Nagoya shall not be served on the same flight with either Tokyo or Osaka.

Note 3. On Route (3), Pusan may only be served with all-cargo services. No cargo to be discharged at points in Japan may be taken on board in Pusan and no cargo taken on board at points in Japan may be discharged in Pusan.

Note 4. On Route (4), the designated airline(s) of the United Kingdom may serve Osaka only after the Kansai International Airport is opened to international air services.

On Route (4), the designated airline(s) of the United Kingdom may not exercise any fifth freedom traffic rights including stopover traffic rights between points in Japan and Seoul.

On Route (4), no two points in Japan shall be served on the same flight.

234869 B*

Note 5. On Route (6), the designated airline(s) of the United Kingdom may notify the aeronautical authorities of Japan of their intention to change either of the points in Japan prescribed as "Hiroshima" and "Sendai", which shall be authorised after confirmation by an exchange of appropriate notes within six months, in principle, from the date of such a notification.

6

- -

The Minister of Foreign Affairs of Japan to Her Majesty's Ambassador at Tokyo

Ministry of Foreign Affairs Tokyo 25 June 1993

۰.

											次	
簡	政	も		ン	表	+	曹	ド	た		の	書
の	府	の	本	۲	に	_	簡	連	航	本	書	簡
Θ		で	使	連	代	年	に	合	空	使	簡	を
付	の	あ	は	合	わ	五	添	Ξ	業	は	を	も
の	合	る	`	Ξ	る	月	付	王	務	`	受	っ
田	意	と	更	王	ベ	_	さ	と	に	千	領	τ
に	を	き	に	政	き	+-	れ	B	関	九	し	啓
効	構	は	前	府	こ	九	τ	本	す	百	た	上
カ	成	`	53	に	と	Β	い	Ξ	る	五	Z	い
を	す	ζ	の	代	を	に	る	と	グ	+	と	た
。 生	る	の	提	わ	グ	交	前	の	u		を	し
ず	も	書	案	2	レ	換	물급	間	1	年	確	ま
, る	の	簡	が	τ	1	公	Ø	の	ト	+	認	す
ت ح	と	及	Η	提	ト	文	協	協	•		す	0
ک	み	び	本	案	•	に	定	定	ブ	月	る	本
	な	そ	E	す	ブ	よ	の	に	リ	_	光	大
を	し	の	政	る	リ	· つ	新	言	テ	+	栄	臣
提	•	旨	府	光	テ	τ	た	及	ン	九	を	は
案	そ	の	に	栄	ン	修	な	す	及	8	有	`
す	の	閣	と	を	及	正	付	る	び	に	し	本
る	合	ፕ	っ	有	び	さ	表	と	北	東	ま	Ð
光	意	の	τ	し	北	れ	が	と	部	京	す	付
栄	が	返	受	ま	部	た	`	శు	P	で	0	け
を	閣	簡	諾	す	ア	現	Ŧ	に	イ	署		の
有	下	が	し	٥	イ	行	九	`	ル	名		閣
し	の	両	得		ル	の	百	Z	ラ	さ		下
ま	返	Ŧ	る		ラ	付	九	ை	ン	れ		の

۰.

Ĭ

--,

۰.

é

٠,

- 4

~

÷

	敬		日	添	し		
·	意	本	付	と	得	本	
	でを	华大	15 の	と	豆る	本 大	
	表	臣	8				
	2ペ し	ピは	に	も	ф Ф	臣	
	ま	¥æ.	で 効	に 雨	ので	は、	
		以	力	両	でち		
	す。	上		围	あ n	更	
	0		を	政	り、	に	
		を中	生	府		前	
		申	ず	間の	閣	記	
		し	る	の	下	の	
		進	2	合	の	書	
		め	と.	意	書	簡	
		る	を	を	簡	の	
		に	確	構	及	内	
		際	会対 同心	成	び	容	
		し	す	し	ζ	が	
		•	る	`	の	日	
		こ	光	そ	返	本	
		С	栄	Ø	簡	H	
		に	を	合	が	政	
	• •	閣	有	意	閣	府	
		ጉ	し	が	下	に	
		に	ま	Ζ	の	と	
		向	す	Ø	書	っ	
		か	•	返	簡	τ	
		っ		簡	Ø	受	
		τ		の の	別	諾	

· · ·

÷

•^

8

.

	Ξ		
	本		Ŧ
特	Ξ		九
命	駐		百
全	在		九
権	連	日	+
大	合	本	Ξ
使	Ξ	E	年
	围	外	六
サ		務	月
1		大	· _
		臣	+
ジ			五
Э			. B
ン			に
•			東
ボ			京
イ			で、
۲			
閤			
下			

۰,

۰.

۰.

- -

--

KABUN MUTO

(1)

Β

別 添

y. 4

÷

付 表

第	
部	

フ	点	I	び	湾	日	本
ラ	Т	コ	カ	に	本	Ŧ
ン	中		ン	お	Ξ	の
ク	東	ン	ボ	け	内	
フ	内	ボ	デ	る	の	叉
ル	の	Ι	1	地	地	は
ト	地	バ	ア	点	点	-
۲ •	点	ン	内	Ι	1	以
ア	1	グ	の	香	中	上
Ъ		ラ	地	港	Ħ	の
ム・マイ	1	デ	点	又	本	指
マ	マ 	シ	1	は	土	定
イ	Ł	2.	バ	7	に	航
ン	チ	<u>ہ</u>	ン	Ξ	お	空
又		イ	コ	ラ	け	企
は	ュ 	ン	ッ	1	る	業
デ	リ	۲	ク	ヴ	協	が
ユ	ッ	及	1	1	定	運
ユ ツ	ヒ	び	2	I	地	営
セ	又	パ	7	エ ト	点	す
ル	は	+	ン	ナ	及	る
ド	ジ	ス	マ	ム	び	路
ル	ユ	タ	1	`		線
フ	ネ	ン	内	ラ	又	
I	1	内	の	才	は	
バ	ヴ	の	地	ス	\cup	

1 地 点 及 台

.

	(4)				(3)						(2)	
地		ク	地	那			۲	コ	む	P		リ
点	東	P	点	朝	Β	ン	共	へ	•)	ラ	日	I
及	京	ラ	I.	Ι	本	۲	和	ン	内	ス	本	
び	Ι	•	ソ	中	国	ン	围	ハ	の	カ	国	ン
	名	ラ	ゥ	围	内	F	内]	地	`	内	ド
又	古	ン	ル	本	の	パ	の	ゲ	点	ゥ	の	ン
は	屋	プ	1	Ŧ	—	リ	<u> </u>	ン	1	I	地	I
<u> </u>	Ι	1	香	に	地	Ι	地	Ι	カ	1	点	プ
台	大	ル	港	お	点	Э	点	ハ	ナ	ク	ł	レ
湾	阪	I	1	け	Ι]	ł	ン	ダ	。	ア	ス
に	ł	シ	朩	る	東	П	プ	ブ	内	, ,	Х	ト
お	福	ン	1	協	京	ッ	レ	ル	の		リ	ゥ
け	岡	ガ	チ	定	I	バ	ス	グ	地	トッ	カ	イ
る	I	ボ	Щ	地	名	内	ト	I	点	4	合	ッ
地	那	I	ン	渶	古	の	ウ	ア	I		衆	ク
点	朝	ル	•	及	屋	Ξ	1	ム	P	ウー	Ħ	
I	I	1	シ	び	· 1	地	ሣ	ス	イ	<u>ب</u>		
香	中	ジ	テ		大	点	ク	テ	ス]	ア	
港	Ŧ	ヤ	1	又	阪		1	ル	ラ	島	リ	
T	本	カ	又	は	۱		マ	ダ	ン	及	ユ	٠
マ	±	ル	は	\smile	福		ン	ム	۲ .	び	ł	
	に	タ	バ	台	跹		チ	I	内	ホ	シ	
ラ	お		ン	湾	I		I	ア	の	ン	ヤ	
I	け		コ	に	鹿		ス	イ	_	ル	ン	
ジ	る		ッ	お	児		タ	ル	地	ル	列	
ヤ	拹		ク	け	島		1	ラ	点	を	島	
カ	定		I	る	I		1	ン	Ì	含	`	

Ę.y

ŗ

فرز

.

٠.,

1

,

11

٠

.

							(7)	(6)			(5)	
						注				1		ル
						1	日	札	ン	Ξ	Ξ	タ
局	る	飛	の	そ	お		本	幌	ド	1	本	I
か	Z	行	前	の	い	B	匩	1	ン		国	ダ
合	と	に		起	τ	本	内	香	i	ッ	内	1
意	が	当	の	浜	提	国	の	港	Э	パ	の	ウ
し	で	た	路	と	供	の	-		1		地	1
た	き	り	線	す	す	—	地		П	旧	点	ン
場	る	`	Ŀ	る	る	又	点		ツ	ソ	1	I
合	0	当	の	も	協	は	F		パ	ヴ	ソ	シ
を	路	該	他	の	定		香		内	イ	ウ	۲
除	線	指	の	で	業	以	港		の	I	ル	Ξ
<	(5)	定	地	な	務	上			Ξ	ト	1	ł
ほ	上	航	点	け	は	の			地	連	ア	
か	の	空	は	れ	ì	指			点	邦	ジ	
`	他	企	`	ば	B	定				の	ア	
い	の	業	い	な	本	航				領	内	
ず	地	の	ず	6	玉	空				域	の	
れ	点	選	れ	な	の	企	•			を	協	
か	は	択	か	い	領	業				除	定	
の	`	に	の	が	域	が				< ·	地	
又	両	よ	又	. •	内	前				°	点	
は	围	っ	は	路	の	53				内	1.	
す	の	て	す	線	<u> </u>	の				の	モ	
く	航	省	ベ	(5)	地	路				地	ス	
て	空	略	τ	以	点	線				点	ク	
の	当	す	の	外	を	に				l	ワ	

12 ⁻

注

										2		
に		かぶ	の	点	た	当	の	の	围		る	飛
寄	路	で	選	を	`	局	自	内	の	路	Z	行
航	線	き	択	選	そ	は	由	の		線	と	に
し	(2)	る	は	択	の	`	の		又	(2)	が	当
τ	で	۰	`	す	Ξ	Ξ	運	地	は	の	で	た
は	は		両	る	地	地	俞	点	_	-	き	り
な	`		国	5	畄	点	権	と	以	Э	る	`
3	. 🗆		の	と	の	を	を	の	上	1	0	当
な	ン		航	が	内	選	行	間	の			該
い	ド		空	で	運	祝	使	で	指	ッ		指
o	ン		当	き	諭	がす	す	途	定	パ		定
	に		局	る	権		る	中	航	内		航
	寄		の	•	を	る	こ	降	空	の		空
	航		合	こ	行	2	と	機	企	Ξ		企
	す		意	の	使	と	ታኝ	に	業	地		業
	る		に	Ξ	す	が	で	係	は	点		の
	便		よ	地	る	で	き	る	•	L		選
	で		っ	点	こ	き	る	運	D	に		抧
	マ		τ	の	と	る	٥	翰	ン	関		に
	ン		変	選	が	ъ	日	権	ド	し		よ
	チ		更	択	で	の	本	を	ン	τ		っ
	エ		す	と	き	と	国	含	と	は		τ
	ス		る		る	し	の	め	Ξ	`		省
	タ		ζ	地	_	`	航	第	地	B		略
	1		مل	占	抛	Ŧ	깐	Т.	占	木		す

(t______)

ļ

د

۶.

.

÷.,

		注				注						注
		5				4						3
た	客		貨	物	き		認	通	る	特	は	
貨	を	路	物	を	る	路	さ	告	ح	定	`	路
客	積	線	を	積	۰	線	れ	の	と	l	連	線
を	み	(4)	積	み	た	(3)	た	日	が	又	合	(3)
積	込	で	み	込	だ	で	後	か	で	は	王	で
み	む	は	卸	む	し	は	に	5	き	そ	Ξ	は
卸	こ	•	す	ح	`	`	€刃 ■心	六	る	の	の	`
す	と	香	こ	と	ソ	ソ	め	箇	, o	特	航	日
Z	が	港	と	が	ウ	ウ	6	月	こ	定	空	本
と	で	に	が	で	ル	ル	れ	以	の	さ	当	· 王
カメ	き	お	で	き	に	へ	る	内	特	n	局	<u> </u> の
で	ず	い	き	ず	お	は	0	に	定	た	に	
き	`	τ	な	`	い	貨		適	又	地	対	∇
な	ま	は	い	ま	τ	物		当	は	点	し	又
い	た	マ	· 0	た	は	業		な	変	を	-	はー
٥	•	<u> </u>		`	香	務		公	更	変	B	<u> </u>
Z	マ	ラ		香	港	の		文	は	更	本	以
の	=	で		港	で	み		の	•	す	围	上
制	ラ	積		で	積	を		交	原	る	内	の
限	で	み		穳	み	行		換	則	意	の	指
は	積	卸		み	卸	う		に	と	図	-	定
`	み	さ		込	さ	2		አ	し	を	地	航
い	込	れ		ま	れ	と		っ	τ	通	点	空
ず	ま	る		れ	る	が		τ	そ	告	<u> </u>	企
れ	れ	貨		た	貨	で		確	の	す	を	業

	注					注				注		
	8					7				6		
は		Ø	۲	と	E		の	内	は		貨	か
`	路	み	ン	の	.の	路	白	の	`	路	客	の
連	線	運	に	間	—	線	由	Ξ	ソ	線	に	地
合	(7)	南	お	で	又	(5)	の	地	ゥ	(5)	ひ	点
Ξ	で	権	け	`	は	の	運	点	ル	で	と	か
围	は	を	る	自	_	-	朝	L.,	と	は	し	ß
の	•	行	滞	2	以	Э	榼	と	П	`	<	発
航	日	使	在	が	上	1	を	の	ン	В	適	し
空	本	す	が	運	の		行		۲	本	用	又
当	围	る	九	送	指	ッ	使	で	ン	国	さ	は
局	の	こ	+	す	定	パ	す	途	ک	の	れ	い
に		と	六	る	航	内	る	中	の		る	ず
対		が	時	途	空	の	Z	降	間	Ψ	0	れ
し	又	で	間	ф	企	Ξ	と	機	及	又		か
-	は	き	を	降	業	地	が	に	び	は		の
Ξ	<u> </u>	る	超	機	は	点	で	係	ソ	<u> </u>		地
本	以	•	え	の	`	<u>ب</u>	き	る	ゥ	以		点
Ħ	上		な	旅		に	な	運	ル	Ŀ		で
内	の		い	客	ン	関	い	헭	と	の		途
の	指		も	で	4	し	۰	権	-	指		中
-	定		の	あ	ン	τ		を	Э	定		降
地	航		に	っ	と	は		含	1	航		機
点	空		っ	τ	Ξ	`		め		空		を
L	企		と	П	地	B		第	ッ	企		行
を	業		τ	ン	点	本		Ξ	バ	業		う

,

.

,

訒心	通	る	特
さ	告	Σ	定
れ	の	と	し
た	Β	が	又
後	か	で	は
に	Ġ	き	そ
認	六	3	の
හ	箇	0	特
Ś	月	Z	定
れ	以	の	さ
る	内	特	n
۰	に	定	た
	適	又	地
	当	は	点
	な	変	を
	公	更	変
	文	は	更
	の	`	す
	交	原	る
	換	則	意
	に	と	义
	よ	し	を
	っ	τ	通
	τ	そ	告
	確	の	す

;

				(2)					(1)	
1	び	ラ	ス		t	ガ	ン	パ		連
ソ	ウ	ス	ラ	連	に	ボ	若	キ	連	合
ウ	I	カ	ン	合	お	I	し	ス	合	Ξ
ル	1	`	ド	王	け	ル	<	タ	Ξ	王
Ι	ク	ア	内	国	る	\sim	は	ン	Ξ	の
中	島	リ	の	内	協	Ι	7	`	内	_
围	を	ュ	<u> </u>	の	定	ホ	ン	イ	の	又
本	含	1	地	地	地	Ι	ダ	ン	地	は
t	む	シ	点	点	点	チ	レ	ド	点	_
に	्	ヤ	i	1	1	2]	及	ł	以
お	内	ン	カ	ア	福	ン	1	び	Э	上
け	の	列	ナ	イ	岡	•	バ	バ	1	の
る	地	島	ダ	ル	Ι	シ	ン	ン		指
協	点	`	内	ラ	大	テ	コ	グ	ッ	定
定	I	ホ	の	ン	阪	イ	ッ	ラ	パ	航
地	東	ノ	地	ド	1	1	ク	デ	内	空
点	京	ル	点	共	東	$\overline{\mathbf{A}}$	$\overline{}$	シ	の	企
Ι	I	ル	4	和	京		又	ユ	地	業
香	名	`	P	Ξ		ラ	は	内	点	から
港	古	=	メ	内		又		の	I	運
	屋	ý	リ	の		は	コ	地	中	営
	I	۲	カ	<u> </u>		香	ם'	点	東	す
	大	ウ	合	地		港	ン	I	内	る
	阪	I	衆	点		ł	ボ		の	路
	Ι]	Ξ	ł		中	ł	ヤ	地	線
	福	島		P		Ŧ	シ	ン	点	
	岡	及	ア	イ		本	ン	Ţ	I	

.

j,

.

,

.

5

4

•

5

5

4

第二

部

						(6)	(5)			(4)		(3)
					注			名	を		る	
					1	昋	香	古	除	連	地	香
略	τ	以	<u>ب</u> تر	に		港	港	屋	۲.	合	点	港
す	の	外	を	お	連	1	Ι	I	°	王	1	I
る	飛	の	そ	い	合	那	札	大	内	围	釜	中
ζ	行	前	の	τ	Ξ	覇	幌	阪	の	内	山	Ξ
と	に	52	起	提	围	F		ł	地	の	1	本
が	当	の	点	供	の	鹿		ソ	点	地	福	土
で	た	路	と	す	<u> </u>	児		ウ	Ι	点	囧	に
き	り	線	す	る	又	臰		ル	Ŧ	1	İ	お
る	•	上	る	協	は	L		·	ス	Ξ	大	け
۰	当	<i>ດ</i> ້	も	定	_	広			ク	3	阪	る
路	該	他	の	業	以	島			ワ	D	I	協
線	指	の	で	務	上	I			1	ツ	名	定
(4)	定	地	な	は	の	仙			P	パ	古	地
上	航	点	け	`	指	台			ジ		屋	点
の	空	は	れ	連	定				ア	IВ	I	及
他	企	`	ば	合	航				内	ソ	東	び
の	業	い	な	Ξ	空				の	ヴ	京	
地	の	ず	5	围	企				協	1	· I	又
点	選	れ	な	の	業				定	I	ソ	は
は	択	か	い	領	が				地	ト	ウ	<u> </u>
`	に	の	が	域	前				点	連	ル	台
両	よ	又	•	内	53				I	邦		湾
围	っ	は	路	の	の				東	の		に
の	τ	す	線		路				京	領		お
航	省	べ	(4)	地	線				I	域		け

'

		注							注			
		3							2			
ħ	る		航		降	は	積	卸		略	τ	空
る	۰	路	し	路	機	r	み	さ	路	す	の	当
貨	た	線	τ	線	を	い	込	れ	線	る	飛	局
物	だ	(3)	は	(2)	行	ず	ま	る	(2)	こ	行	が
を	し	で	な	で	う	れ	れ	貨	で	と	に	合
積	`	は	Ś	は	貨	か	た	客	は	が	当	意
み	釜	`	な	`	客	の	貨	を	`	で	た	し
込	山	釜	い	東	に	地	客	積	日	き	り	た
む	に	ய	0	京	ひ	冱	を	み	本	る	`	場
こ	お			叉	と	か	積	込	国	0	当	合
と	い	は		は	し	5	み	む	内		該	を
が	τ	貨		大	<	発	卸	Ζ	の		指	除
で	は	物		阪	適	し	す	と	地		定	<
き	Θ	業		に	用	叉	ζ	が	点		航	ほ
ず	本	務		寄	さ	は	と	で	に		空	か
`	Ξ	の		航	れ	い	が	き	お		企	`
ま	内	み		す	る	ず	で	ず	い		業	い
た	の	を		る	0	れ	き	`	て		の	ず
`	地	行		便		か	な	ま	は		選	れ
Β	点	う		で		の	い	た	ソ		抧	か
本	で	こ		名		地	0	`	ウ		に	の
E	積	と		古		点	ζ	ソ	ル		よ	又
内	み	が		屋		で	の	ウ	で		2	は
の	卸	で		に		途	制	ル	積		τ	す
地	さ	き		寄		中	限	で	み		省	く

		注								·	注	
		5									4	
τ	は		航		い	輬	は		た	は		点
規	`	路	し	路	۰	権	`	路	後	`	路	で
定	B	線	τ	線		を	Ξ	線	に	関	線	積
さ	本	(6)	は	(4)		含	本	(4)	`	西	(4)	み
れ	围	で	な	で		හ	Ξ	で	大	玉	で	込
τ	の	は	5	は		第	内	は	阪	際	は	ま
い	航	•	な	`		五	の	•		空	•	ħ
る	空	連	い	日		の	地	連	の	港	連	た
Β	当	合	0	本		日	点	合	業	が	合	貨
本	局	王		围		由	と	王	務	E	Ŧ	物
王	に	Ξ		内		の	ソ	Ξ	を	際	国	を
内	対	の		の		運	ウ	の	行	航	の	積
の	し			い		南	ル	_	う	空	<u> </u>	み
地		又		か		権	と	又	ح	業	又	卸
点	広	は		な		を	の	は	と	務	は	す
の	島			る		行	間	_	が	に	_	ζ
い	<u>ل</u> ے	以				使	で	以	で	っ	以	と
đ	及	<u>_</u> 上		地		す	途	上	き	い	上	が
れ	び	の		点		る	中	の	る	て	の	で
か	-	指		శు		Z	降	指	0	供	指	き
を	仙	定		同		と	機	定		用	定	な
変	台	航				が	に	航		を	航	と
更	L.	空		便		で	係	空		閞	空	٥
す	と	企		で		き	る	企		始	企	
る	し	業		寄		な	運	業		し	業	

τ	そ	意
確	の	X
部	通	を
さ	告	通
れ	の	告
た	日	す
後	か	る
に	ß	Z
初	六	と
හ	茵	が
5	月	で
れ	以	き
る	内	る
٥	に	۰
	適	そ
	当	の
	な	変
	公	更
	文	は
	の	•
	交	原
	換	則
	に	と
	よ	し

`,

÷

4

ょ し っ て

.•

.

-

•

,

Excellency,

I have the honour to acknowledge the receipt of Your Excellency's Note of today's date, which reads as follows:

[As in No. 1]

[As in Attachment]

I have further the honour to confirm that the contents of the above Note are acceptable to the Government of Japan and that Your Excellency's Note together with this reply shall constitute an agreement between the two Governments which shall enter into force on the date of this reply.

I avail myself of this opportunity to extend to Your Excellency the assurance of my highest consideration.

KABUN MUTO

τ.

.



HMSO publications are available from:

HMSO Publications Centre

(Mail, fax and telephone orders only) PO Box 276, London, SW8 5DT Telephone orders 071-873 9090 General enquiries 071-873 0011 (queuing system in operation for both numbers) Fax orders 071-873 8200

HMSO Bookshops 49 High Holborn, London, WC1V 6HB (counter service only) 071-873 0011 Fax 071-873 8200 258 Broad Street, Birmingham, B1 2HE 021-643 3740 Fax 021-643 6510 33 Wine Street, Bristol, BS1 2BQ 0272 264306 Fax 0272 294515 9-21 Princess Street, Manchester, M60 8AS 061-834 7201 Fax 061-833 0634 16 Arthur Street, Belfast, BT1 4GD 0232 238451 Fax 0232 235401 71 Lothian Road, Edinburgh, EH3 9AZ 031-228 4181 Fax 031-229 2734

HMSO's Accredited Agents (see Yellow Pages)

and through good booksellers



τ